

登別中学校 学校適正配置に関する地区別検討委員会

第6回教育環境部会 会議次第

日時 令和4年8月25日（木）18時00分

場所 登別市婦人センター講堂（2F）

1. 開会

2. 意見交換

（1）未就学児童の保護者及び幼稚園関係者との意見交換について

3. 資料説明

（1）小中一貫校の設置と虎杖浜地区との連携について

4. 協議事項

（1）登別中学校の今後のあり方について

5. 閉会

小中一貫校の設置と 虎杖浜地区との連携について

令和4年8月25日
登別市教育委員会

第5回教育環境部会（7/25開催）での意見

『登別小学校と中学校を小中一貫校とし、
白老町虎杖浜地区から子どもを呼び込む
ことで学校を存続できないか』



- ①小中一貫校の設置について
- ②白老町虎杖浜地区との連携について

小中一貫校の設置について

小中一貫教育の制度について

① 義務教育学校

② 中学校併設型小学校
小学校併設型中学校

小中一貫教育の制度について

① 義務教育学校

従来の小学校課程と中学校課程を組み合わせた単独の学校。

※修業年限9年（前期課程6年＋後期課程3年）

- 一貫した教育目標・9年間を見通した教育課程
- 学習指導要領の組み換えによる特別教科の実施
- 9年間における修業学年の柔軟化
- 学年区切りの柔軟設定で「中1ギャップ[®]」等に対応

小中一貫教育の制度について

②併設型小学校・併設型中学校

既存の独立した小学校と中学校が連携して一貫した教育を実施する形態。

※小学校と中学校は従来の形で設置継続。

- 各学校の枠組みは残しつつ一貫した教育目標を設定
- 小・中学校が連携しながら教育課程を編制
- 学習指導要領の組み換えによる特別教科の実施
- 9年間における修業学年の柔軟化

小中一貫教育の制度について

① 義務教育学校

② 中学校併設型小学校
小学校併設型中学校

小中一貫教育の目的

① 教育内容の充実への対応

教育内容・学習活動の量的・質的充実に対応。

② 発達の早期化への対応

発達の早期化にカリキュラムの柔軟化で対応。

③ 「中1ギャップ」への対応

中学校進学時の躓きに小中一貫教育で対応。



学校小規模化への対策ではない

学校小規模化の弊害

① 人間関係の固定化

➡ 小中一貫校でも1学年の人数は変わらず、人間関係固定化の弊害は解消されず

② 競争意識の低下

➡ 小中一貫校でも1学年の人数は変わらず、学習活動等での競争意識低下は解消されず

③ 部活動の縮小

➡ 小中一貫校でも部活動の規模は変わらず、選択肢が限定される等の課題は解消されず

参考) 本市における小中一貫教育の推進

小中一貫教育基本方針の策定 (H30.2)



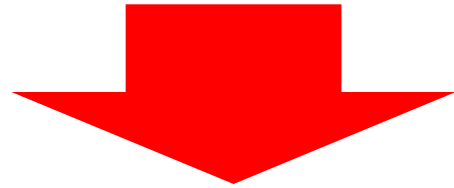
中学校区に「小中一貫教育推進協議会」を設置し、
小学校と中学校が連携した教育を推進

- 9年間を見通した教育課程の編成
- 小学校・中学校の教職員の連携
- 小学校・中学校の児童・生徒の交流

虎杖浜地区との連携について

義務教育制度について

小・中学校は**市町村に設置義務**



- **基礎自治体に設置義務を置くことで、義務教育の安定性を確保**
- **住民に最も身近な自治体の設置とし、地域色豊かな教育を実施することで、地域への愛着や郷土愛を醸成**

義務教育制度について

小・中学校：**市町村に設置義務**

 **市町村が通学する学校を指定**


虎杖浜地区の子どもは白老町立小・中学校に**通学**

登別地区 の子どもは登別市立小・中学校に**通学**


虎杖浜地区の子どもを受け入れるためには、
特例的な制度の活用が必要

学校設置に関する特例的制度について

① 区域外就学

教育委員会への届出により、住所地以外の学校に通学することが可能に。個々の届出で区域外通学を特例的に認める制度。

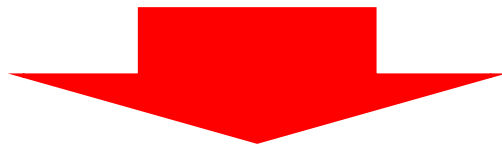
② 組合による学校設置

複数の市町村が一部事務組合を設立し、組合立の学校を設置。市町村を跨る校区を設定。学校運営効率化のため用いられることが多い。

学校組合設立の可能性について

(仮称) 登別・虎杖浜学校組合を設立

両地区を校区に組合立学校を設置し、両地区児童・生徒が就学。



- 白老町に学校組合設立の意向はあるのか？
- 虎杖浜地区住民の理解は得られるのか？
- 虎杖浜地区の子どもの受入が解決策になるのか？
(虎杖浜小学校全校生徒34人※R4年度実績)



現実的な選択肢にはなり得ないのでは？